令和２年２月

**【未成年者契約取り消し制度**　**】**

**【相　談】**

スマートフォンの動画サイトで除毛クリームが９８０円で買えるという広告を見て興味を持った。一回だけのつもりで注文したが、使用者の書き込みで「かゆみを感じた」と書いてあるのを見付け、自分は肌が弱いため解約をしたいと思った。販売業者に電話をかけたが「４回継続購入が条件の定期コースであり、一回で解約する場合は、定価８千円で購入してもらう」と言われ高額なので困っている。（１９歳、学生）

**【アドバイス】**

通信販売で「お試し価格」につられ購入したところ定期購入になっていたというトラブルの相談がたくさん寄せられています。今回の相談者へは「未成年者契約取消」を主張し交渉するよう助言しました。

未成年者とは２０歳未満の人をいいます（２０２２年４月１日からは１８歳未満へ引き下げられます）。取引の知識や経験が少なく、判断力が未熟な未成年者は、契約で不利益を受けないように、法律で保護されています。未成年者が親権者などの法定代理人の同意を得ずにした契約は、本人または法定代理人のどちらからでも取り消すことができ、取り消しをすると契約時にさかのぼって、初めから無効になります。

取り消しの意思表示は、書面で通知しましょう。要件にあてはまれば、契約を取り消すことができます。未成年者契約取消の主な要件は、①契約時の年齢が、２０歳未満であること②婚姻経験がないこと③法定代理人が同意していないこと④法定代理人から処分を許された小遣いの範囲内でないこと⑤未成年者が、詐術を用いていないことです。詐術とは、相手方を信じさせるためにだますような手段を取ることです。詐術にあたるかどうかは、具体的な事情により判断されます。「自分は成年だ」「保護者の同意を得ている」などと偽って契約した場合には、取り消しできないことがあります。

**お困りの時は消費者ホットライン**

　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。